

海外で出産される方へ

出産育児一時金について

海外出産の場合は、出産した被保険者が帰国後に以下のものを揃えて申請してください。

(時効は出産日の翌日から起算して2年間となるので、それまでに申請してください。)

○申請書：申請の際に窓口でお渡しします。

○現地の公的機関・医療機関等に対して照会を行うことの同意書：申請の際に窓口でお渡しします。

【準備していただく書類】

(1) 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類

渡航の事実を確認し、当該出産が渡航期間内に行われたものであることを確認させていただきます。
パスポートの出入国のわかる写し(自動化ゲートが使われた場合は航空券の控えなど)等が必要です。

(2) 出産の公的証明(現地の公的機関が発行する戸籍、住民票等) ※宍粟市で住民登録をしない場合

(3) 被保険者が出産をした現地の医療機関が発行する出産証明書、領収書等

これにより、出産の事実を確認させていただきます。

(4) 妊娠届や母子健康手帳に類するものを持っておられる場合は、持参してください。

これにより、妊娠の事実を確認させていただきます。

いずれも日本語以外で記載されているものは、翻訳したものも添付してください。

(日本語翻訳をされた方の住所と氏名が必要です。)

(5) 世帯主の口座のわかるもの(日本国内の口座に限ります。)

※支払いは口座振込にて、原則世帯主への振り込みとなります。

(世帯主以外の口座への振り込みを希望される場合は委任状が必要となります。)

※支給の対象となるのは、一時渡航中の出産になりますので、1年以上海外に滞在される方は、国民健康保険の要件から外れ、さかのぼって資格を喪失する場合がありますのでご注意ください。そのため、長期滞在中など生活の実態が海外にあると認められる期間に出産した場合は、給付の対象にならない可能性があります。

平成31年4月1日厚生労働省保険局国民健康保険課長発出の【海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の支給の適正化に向けた対策等について】及び令和5年5月24日厚生労働省保険局国民健康保険課長発出の【「海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の支給の適正化に向けた対策等について」の一部改正について】に基づいて対応しております。

(令和5年5月26日改定)